



平成 28 年 1 月 14 日

各 位

会社名 株 式 会 社 松 屋  
代表者 代表取締役社長執行役員 秋田 正紀  
(コード番号 8237 東証第一部)  
問合せ先 総務部 I R 室担当課長 関 泰程  
(TEL. 代表 03-3567-1211)

## 子会社の会社分割および子会社の完全子会社化に関するお知らせ

当社は、当社の子会社である婚礼宴会事業を行う株式会社アターブル松屋（以下「現アターブル松屋」といいます）がその事業を、新設会社である株式会社アターブル松屋（以下「新アターブル松屋」といいます）に承継させる会社分割（以下「本件分割」といいます）を行います。この分割により今後「現アターブル松屋」は、ゲストハウス型結婚式場「リュド・ヴィンテージ目白」の事業のみを行い、同社を当社の完全子会社といたします（以下「本件子会社化」といいます）。この件について本日各社の取締役会にて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件分割および本件子会社化は、当社子会社の組織再編であり適時開示基準に該当いたしません。参考のために開示するものです。そのため、適時開示に必要とされる事項・内容を一部省略して開示しております。

### 記

#### I. 本件分割および本件子会社化の目的

本件分割によって、「新アターブル松屋」は、東京大神宮マツヤサロン等従来からある婚礼宴会事業に特化・集中することで経営基盤確立、営業力強化による経営改善をはかります。

「現アターブル松屋（リュド・ヴィンテージ目白）」については、当社が完全子会社化することにより、ゲストハウス型結婚式場「リュド・ヴィンテージ目白」のブランド価値向上、営業力強化をはかります。

当社は、「リュド・ヴィンテージ目白」の事業を推進するための体制を整え、松屋のブランド・ノウハウを活かし、婚礼宴会だけでなく幅広くかつ上質な「コト」を提供する施設として、事業の活性化をはかります。さらにウエディング、パーティー等のライフイベントを商機と捉え、新たな顧客基盤の拡大に活かすとともに、顧客ニーズを捉えた当社ならではの「モノ」・「コト」を提案してまいります。

これにより当社グループの企業価値の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

#### II. 本件分割の概要

##### 1. 本件分割の要旨

###### (1) 分割の日程

分割計画書承認臨時取締役会（現アターブル松屋）	平成 28 年 1 月 14 日
分割計画書承認臨時株主総会（現アターブル松屋）	(予定) 平成 28 年 2 月 17 日
分割期日（効力発生日）および商号変更日	(予定) 平成 28 年 4 月 1 日

(2) 本件分割の分割方式

「現アターブル松屋」を分割会社、新設会社である「新アターブル松屋」を承継会社とする、分割型新設分割方式です。「新アターブル松屋」は、株式会社アターブル松屋の商号を引き継ぐことといたします。一方、「現アターブル松屋」は、「新アターブル松屋」設立の効力発生に先立ち、株式会社リュド・ヴィンテージ目白と商号変更いたします。

(3) 本件分割に係る割当の内容

承継会社である「新アターブル松屋」は、本件分割に際して普通株式 10,500 株を発行し、本件分割の効力発生日に「現アターブル松屋」に割当交付いたします。また「現アターブル松屋」は、同日、株式会社アターブル松屋ホールディングス等に対し、当該株式を配当として交付いたします。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本件分割により増減する資本金

本件分割に伴う「現アターブル松屋」の資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

「新アターブル松屋」は、本件分割により承継する事業を遂行する上で必要な資産、債務、雇用契約その他の権利義務を分割会社から承継いたします。なお、債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

2. 分割当事会社の概要

	平成 26 年 12 月 31 日現在 分割会社 現アターブル松屋	分割後の予定 新設会社 新アターブル松屋
商号	株式会社アターブル松屋 (株式会社リュド・ヴィンテージ目白に 商号変更予定)	株式会社アターブル松屋
事業内容	結婚式場、宴会場、集会場等の経営及び それらの受託営業等	結婚式場、宴会場、集会場等の経営及び それらの受託営業等
設立年月日	平成 18 年 4 月 3 日	平成 28 年 4 月 1 日
本社所在地	東京都中央区明石町 2 番 1 号	東京都中央区明石町 2 番 1 号
代表者	代表取締役社長執行役員 本間 英司	代表取締役社長執行役員 高倉 満
資本金	60 百万円	10 百万円
発行済株式総数	10,500 株	10,500 株
純資産	200 百万円	69 百万円
総資産	1,613 百万円	959 百万円
決算期	12 月 31 日	12 月 31 日
大株主及び持株比率	株式会社アターブル松屋ホールディングス 95.24%	株式会社アターブル松屋ホールディングス 95.24%

※分割会社の概要は平成 26 年 12 月 31 日現在のもので、新設会社の概要は平成 28 年 4 月 1 日時点（見込）のもので、

	分割会社の平成 26 年度の業績
売上高 (百万円)	4,395
営業利益 (△は損失) (百万円)	△80
経常利益 (△は損失) (百万円)	△68
当期純利益 (△は純損失) (百万円)	△140
1 株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	△13,339 円 84 銭

### 3. 分割する事業部門の概要

- (1) 「現アターブル松屋」が従来から行っている全事業（ゲストハウス型結婚式場「リュド・ヴィンテージ目白」の事業を除く）  
結婚式場、宴会場、集会場等の経営及びそれらの受託営業等
- (2) 分割する資産、負債の項目及び金額  
資産 959 百万円 負債 889 百万円  
※平成 28 年 4 月 1 日時点（見込）のものです。

### 4. 本件分割後の状況

「2. 分割当事会社の概要」をご参照ください。

### Ⅲ. 本件子会社化の概要

「現アターブル松屋」は、株式会社リュド・ヴィンテージ目白と商号変更したのち、分割と同日の平成 28 年 4 月 1 日に当社の完全子会社といたします。

### Ⅳ. 業績に与える影響

本件分割および本件子会社化により、当期における当社および連結の業績に与える影響は、軽微であります。

以 上